



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷兼発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次 規則

- ▽神戸市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則及び神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則 [健康局食品衛生課] 2250
- ▽神戸市食品衛生法施行細則 [健康局食品衛生課] 2272
- ▽神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会設置規則の一部を改正する規則 [都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課] 2286

告 示

- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更(原野自治会) [企画調整局つなぐラボ] 2288
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更(上村自治会) [企画調整局つなぐラボ] 2288
- ▽神戸市財政事情の公表 [行財政局財務課] 2289
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更(千寿が丘自治会) [企画調整局つなぐラボ] 2289
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更(サンランド自治会) [企画調整局つなぐラボ] 2290
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更(桃山台自治会) [企画調整局つなぐラボ] 2291
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更(神戸北町大原3丁目自治会) [企画調整局つなぐラボ] 2291
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更(桜森町自治会) [企画調整局つなぐラボ] 2292
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更(桂木連自治会) [企画調整局つなぐラボ] 2292
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更(緑が丘自治会) [企画調整局つなぐラボ] 2293

- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更(桜塚自治会) [企画調整局つなぐラボ] 2294
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更(富士見が丘自治会) [企画調整局つなぐラボ] 2294
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更(藤原台中町自治会) [企画調整局つなぐラボ] 2295
- ▽神戸市立図書館における開館時間の変更 [文化スポーツ局中央図書館総務課] 2296
- ▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局垂水建設事務所] 2296
- ▽胃がん検診料の料金徴収の委託 [健康局健康企画課] 2297
- ▽子宮頸がん検診料の料金徴収の委託 [健康局健康企画課] 2298
- ▽肺がん検診料の料金徴収の委託 [健康局健康企画課] 2298
- ▽乳がん検診料の料金徴収の委託 [健康局健康企画課] 2298
- ▽大腸がん検診料の料金徴収の委託 [健康局健康企画課] 2299
- ▽地方税の収納事務の委託 [行財政局税務部収納管理課] 2299

公 告

- ▽神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更 [経済観光局農政計画課] 2300
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結(西落合小学校こどもひろば整備電気設備工事) [行財政局契約監理課] 2300
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結(西落合小学校こどもひろば整備機械設備工事) [行財政局契約監理課] 2302
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結(魚崎南町6丁目地区合流管改築工事) [行財政局契約監理課] 2305
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結(小野柄歩道橋エスカレーター設置工事) [行財政局契約監理課] 2307
- ▽簡易型(実績確認型)総合評価落札方式制限付一般競争入札による契約の締結(加納町3丁目交差点改良工事) [行財政局契約監理課] 2309

▽簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札による契約の締結（下山手住宅4号棟とりこわし及び敷地整備工事）	[行財政局契約監理課]	2313
▽建築協定書の提出及びその縦覧（神戸北町日の峰4丁目B地区建築協定）	[建築住宅局建築指導部建築安全課]	2317
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（小野八幡公園施設改修工事）	[行財政局契約監理課]	2318
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（東灘区文化センター自動火災報知設備更新工事）	[行財政局契約監理課]	2320
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（布引公園便所外構給排水設備設置工事その2）	[行財政局契約監理課]	2322
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（灘中央筋線街路築造工事）	[行財政局契約監理課]	2325
▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（神戸市課税システム機器更新サーバ機器等借上げ）	[行財政局契約監理課]	2327
▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（神戸市介護保険システム機器更新サーバ機器等借上げ）	[行財政局契約監理課]	2328
▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（神戸市新福祉医療システムハードウェア・ソフトウェア借上げ）	[行財政局契約監理課]	2328
▽神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	[都市局景観政策課]	2329
▽建築工事の完了（新長田駅南第3地区（大橋3地区）震災復興第二種市街地再開発事業の大橋3第4工区）	[都市局地域整備推進課]	2330
▽開発行為に関する工事の完了（西区神出町）	[都市局指導課]	2330
▽開発行為に関する工事の完了（垂水区学が丘3丁目）	[都市局指導課]	2331

水道局

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（上ヶ原浄水場PAC棟新築工事）	[水道局施設課]	2331
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（須磨（中落合）配水管取替工事）	[水道局配水課]	2333
▽管理職手当の支給に関する規程の一部を改正する規程	[水道局経営企画課]	2337

交通局

▽一般競争入札による契約の締結（満期遺留品売却その1）	[交通局営業推進課]	2339
▽制限付一般競争入札による契約の締結（布引変電所・駅電気室他更新工事）	[交通局経営企画課]	2342
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（伊川谷駅耐震他改修工事）	[交通局経営企画課]	2346

保健所

▽保健所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令	[健康局食品衛生課]	2349
-------------------------------	------------	------

規 則

神戸市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則及び神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第7号

神戸市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則及び神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）

第1条 神戸市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年9月規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（食鳥処理の事業の許可の申請）</p> <p>第2条 法第3条の許可を受けようとする者は、<u>保健所長</u>に、法第4条第2項に規定する図書のほか、食鳥処理をしようとする処理工程の概要を記載した図書その他<u>保健所長</u>が必要と認める書類を添えて、様式第1号による食鳥処理事業許可申請書を提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（食鳥処理の事業の許可の申請）</p> <p>第2条 法第3条の許可を受けようとする者は、<u>当該食鳥処理場の所在地を管轄する保健所長</u>（以下「<u>管轄保健所長</u>」という。）に、法第4条第2項に規定する図書のほか、食鳥処理をしようとする処理工程の概要を記載した図書その他<u>管轄保健所長</u>が必要と認める書類を添えて、様式第1号による食鳥処理事業許可申請書</p>

(食鳥処理の事業の許可等)

第3条 保健所長は、法第3条の許可をしたときは様式第2号による食鳥処理事業許可証(以下「許可証」という。)を、許可をしなかったときは様式第3号による食鳥処理事業不許可通知書を申請者に交付するものとする。

2 [略]

(食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請)

第4条 法第6条第1項の許可を受けようとする者は、当該変更事項が確認できる図書を添えて、様式第4号による食鳥処理場構造・設備変更許可申請書を保健所長に提出しなければならない。

(食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可等)

第5条 保健所長は、法第6条第1項の許可をしたときは様式第5号による食鳥処理場構造・設備変更許可書を、許可をしなかったときは様式第6号による食鳥処理場構造・設備変更不許可通知書を申請者に交付するものとする。

(食鳥処理の事業の許可事項の変更

を提出しなければならない。

(食鳥処理の事業の許可等)

第3条 管轄保健所長は、法第3条の許可をしたときは様式第2号による食鳥処理事業許可証(以下「許可証」という。)を、許可をしなかったときは様式第3号による食鳥処理事業不許可通知書を申請者に交付するものとする。

2 [略]

(食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請)

第4条 法第6条第1項の許可を受けようとする者は、当該変更事項が確認できる図書を添えて、様式第4号による食鳥処理場構造・設備変更許可申請書を管轄保健所長に提出しなければならない。

(食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可等)

第5条 管轄保健所長は、法第6条第1項の許可をしたときは様式第5号による食鳥処理場構造・設備変更許可書を、許可をしなかったときは様式第6号による食鳥処理場構造・設備変更不許可通知書を申請者に交付するものとする。

(食鳥処理の事業の許可事項の変更

の届出)

第6条 法第6条第3項の規定による届出をしようとする食鳥処理業者は、当該変更事項が確認しうる図書を添えて、様式第7号による届書（以下単に「届書」という。）を保健所長に提出しなければならない。

（食鳥処理業者の承継の届出）

第7条 相続により法第7条第2項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、届書を保健所長に提出しなければならない。

(1), (2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、保健所長が必要と認める書類

2 合併により法第7条第2項の規定による届出をしようとする者は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書その他保健所長が必要と認める書類を添えて、届書を保健所長に提出しなければならない。

（食鳥処理衛生管理者の配置等の届出）

第8条 法第12条第6項の規定による届出をしようとする食鳥処理業者

の届出)

第6条 法第6条第3項の規定による届出をしようとする食鳥処理業者は、当該変更事項が確認しうる図書を添えて、様式第7号による届書（以下単に「届書」という。）を管轄保健所長に提出しなければならない。

（食鳥処理業者の承継の届出）

第7条 相続により法第7条第2項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、届書を管轄保健所長に提出しなければならない。

(1), (2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、管轄保健所長が必要と認める書類

2 合併により法第7条第2項の規定による届出をしようとする者は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿謄本その他管轄保健所長が必要と認める書類を添えて、届書を管轄保健所長に提出しなければならない。

（食鳥処理衛生管理者の配置等の届出）

第8条 法第12条第4項の規定による届出をしようとする食鳥処理業者

は、省令第7条第2項に規定する書面を添えて、様式第9号による食鳥処理衛生管理者配置・変更届を提出しなければならない。

(食鳥処理場の休廃止等の届出)

第9条 法第14条の規定による届出をしようとする食鳥処理業者は、届書を保健所長に提出しなければならない。

2 [略]

(確認規程の認定の申請)

第11条 法第16条第1項の認定を受けようとする食鳥処理業者は、確認規程を添えて、様式第11号による確認規程認定申請書を保健所長に提出しなければならない。

(確認規程の認定等)

第12条 保健所長は、法第16条第1項の認定をしたときは様式第12号による確認規程認定証を、認定をしなかったときは様式第13号による確認規程不認定通知書を申請者に交付するものとする。

(確認規程の変更の認定の申請)

第13条 法第16条第2項の規定による変更の認定(以下「変更認定」という。)を受けようとする認定小規模食鳥処理業者は、変更後の確認規程

は、省令第7条第2項に規定する書面を添えて、様式第9号による食鳥処理衛生管理者配置・変更届を提出しなければならない。

(食鳥処理場の休廃止等の届出)

第9条 法第14条の規定による届出をしようとする食鳥処理業者は、届書を管轄保健所長に提出しなければならない。

2 [略]

(確認規程の認定の申請)

第11条 法第16条第1項の認定を受けようとする食鳥処理業者は、確認規程を添えて、様式第11号による確認規程認定申請書を管轄保健所長に提出しなければならない。

(確認規程の認定等)

第12条 管轄保健所長は、法第16条第1項の認定をしたときは様式第12号による確認規程認定証を、認定をしなかったときは様式第13号による確認規程不認定通知書を申請者に交付するものとする。

(確認規程の変更の認定の申請)

第13条 法第16条第2項の規定による変更の認定(以下「変更認定」という。)を受けようとする認定小規模食鳥処理業者は、変更後の確認規程

及び前条に規定する確認規程認定証の写しを添えて、様式第11号による確認規程変更認定申請書を保健所長に提出しなければならない。

(確認規程の変更の認定等)

第14条 保健所長は、変更認定をしたときは様式第14号による確認規程変更認定証を、変更認定をしなかったときは様式第15号による確認規程変更不認定通知書を申請者に交付するものとする。

(確認規程の廃止の届出)

第16条 法第16条第8項の規定による届出をしようとする認定小規模食鳥処理業者は、第12条に規定する確認規程認定証を添えて、様式第17号による確認規程廃止届を保健所長に提出しなければならない。

(確認規程の認定の失効日の決定の通知)

第17条 保健所長は、法第16条第8項の規定による届出を受理した場合において当該届出が食鳥処理場の廃止に係るものであるときは、同項の規定により様式第18号による確認規程認定失効日決定通知書を届出者に通知しなければならない。

2 保健所長は、法第16条第8項の規

及び前条に規定する確認規程認定証の写しを添えて、様式第11号による確認規程変更認定申請書を管轄保健所長に提出しなければならない。

(確認規程の変更の認定等)

第14条 管轄保健所長は、変更認定をしたときは様式第14号による確認規程変更認定証を、変更認定をしなかったときは様式第15号による確認規程変更不認定通知書を申請者に交付するものとする。

(確認規程の廃止の届出)

第16条 法第16条第8項の規定による届出をしようとする認定小規模食鳥処理業者は、第12条に規定する確認規程認定証を添えて、様式第17号による確認規程廃止届を管轄保健所長に提出しなければならない。

(確認規程の認定の失効日の決定の通知)

第17条 管轄保健所長は、法第16条第8項の規定による届出を受理した場合において当該届出が食鳥処理場の廃止に係るものであるときは、同項の規定により様式第18号による確認規程認定失効日決定通知書を届出者に通知しなければならない。

2 管轄保健所長は、法第16条第8項

定による届出を受理した場合において当該届出が食鳥処理場の廃止に係るもの以外のものであるときは、当該届出書を市長に送付するものとする。

3 [略]

(届出食肉販売業者の届出)

第18条 法第17条第1項第4号の規定による届出をしようとする者は、省令第32条に規定する書類の写しを添えて、様式第20号による届出食肉販売業者届を保健所長に提出しなければならない。

の規定による届出を受理した場合において当該届出が食鳥処理場の廃止に係るもの以外のものであるときは、当該届出書を市長に送付するものとする。

3 [略]

(届出食肉販売業者の届出)

第18条 法第17条第1項第4号の規定による届出をしようとする者は、省令第14条に規定する書類の写しを添えて、様式第20号による届出食肉販売業者届をその事務所を管轄する保健所長に提出しなければならない。

様式第1号中「神戸市 保健所長 様」を「神戸市保健所長 宛」に、「水道法に規定する水道事業及び専用水道により供給される水以外の水」を「水道法第3条第2項に規定する水道事業、同条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道により供給される水以外の水」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に、

「

(ふりがな)	
申請者の氏名	
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	(印)
	年 月 日生

を

」

「

(ふりがな)	
申請者の氏名	
(法人にあっては、その名 称及び代表者の氏名)	
	年 月 日生

に、

」

「 (注意)

1 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。

を

2 個人が申請する場合において、当該本人が自署するとき及び法人が申請をする場

合は、押印は不要です。

」

「注意 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。」に改める。

様式第2号中「許可第 号」を「第 号」に、

「神戸市 保健所長」を「神戸市保健所長」に改める。

様式第3号中「神 保第 号」を「第 号」に、

「神戸市 保健所長」を「神戸市保健所長」に改める。

様式第4号中「神戸市 保健所長 様」を「神戸市保健所長 宛」に、

「 (注意) この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。

添付書類 を

当該変更事項が確認できる図書

」

「添付書類 当該変更事項が確認できる図書

に

注意 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。」改める。

様式第5号中「許可第 号」を「第 号」に、

「神戸市 保健所長」を「神戸市保健所長」に改める。

様式第6号中「神 保第 号」を「第 号」に、

「神戸市 保健所長」を「神戸市保健所長」に改める。

様式第7号中「神戸市 保健所長 様」を「神戸市保健所長 宛」に、
「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に、

「

許 可 番 号	神 保 許 可 第	号	を
---------	-----------	---	---

」

「

許 可 番 号	第	号	に、
---------	---	---	----

」

「(注意) この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。」を
「注意 この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。」に、

「

年	月	日	を	年	月	日	に
食鳥検査員			印	食鳥検査員			

」

」

改める。

様式第8号中「神戸市 保健所長 様」を「神戸市保健所長 宛」に、
「相続人氏名 印」 「相続人氏名
を 相続人氏名 に、
」 相続人氏名 」

「(注意)

1 相続人氏名の欄は、食鳥処理業者の地位を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員が署名捺印して下さい。 を

2 この食鳥処理業者承継同意証明書は、食鳥処理業者の地位を承継することに関する同意証明であり、遺産の分割協議ではありません。 」

「注意

- 1 相続人氏名の欄は、食鳥処理業者の地位を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員について記名して下さい。に
- 2 この食鳥処理業者承継同意証明書は、食鳥処理業者の地位を承継することに関する同意証明であり、遺産の分割協議ではありません。」

改める。

様式第9号中「神戸市 保健所長 様」を「神戸市保健所長 宛」に、「第12条第4項」を「第12条第6項」に、

「

許 可 番 号	神 保 許 可 第	号	を
---------	-----------	---	---

」

「

許 可 番 号	第	号	に、
---------	---	---	----

」

「第12条第3項各号のうち」を「第12条第5項各号のうち」に、

「（注意）この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。

添付書類 を

食鳥処理衛生管理者が法第12条第3項各号のいずれかに該当することを証する書面」

「添付書類 食鳥処理衛生管理者が法第12条第5項各号のいずれかに該当することを証す

る書面

に

注意 この届書は、本人又は代理人が記入するものです。」

改める。

様式第10号中「神戸市長 様」を「神戸市長 宛」に、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第5項」を「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第6項並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第27条第2項」に、

「

許 可 番 号	神 保 許 可 第 号
---------	-------------

を

」

「

許 可 番 号	第 号
---------	-----

に，

」


「(注意) この申請書は，本人又はその代理人が記入するものです。」を

「注意 この申請書は，本人又はその代理人が記入するものです。」に

改める。

様式第11号中「神戸市 保健所長 様」を「神戸市保健所長 宛」に，

「

<p>(ふりがな)</p> <p>申 請 者 の 氏 名</p> <p>(法人にあっては， その名称及び代表 者の氏名)</p>	
--	---

を

」

「

<p>(ふりがな)</p> <p>申 請 者 の 氏 名</p> <p>(法人にあっては， その名称及び代表 者の氏名)</p>	
--	--

に，

」

「

許 可 番 号	許 可 第 号
---------	---------

を

」

「

許 可 番 号	第 号
---------	-----

に、

」

「（注意）

- 1 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 個人が申請をする場合において、当該本人が自署するとき及び法人が申請をする場合は、押印は不要です。

添付書類

- 1 確認規程（変更認定申請にあつては、変更後のもの）
- 2 変更認定申請にあつては、確認規程認定証の写し

「添付書類

- 1 確認規程（変更認定申請にあつては、変更後のもの）
- 2 変更認定申請にあつては、確認規程認定証の写し

注意 この申請書は、本人又は代理人が記入するものです。」

改める。

様式第12号中「認定第 号」を「第 号」に、

「神戸市 保健所長」を「神戸市保健所長」に改める。

様式第13号中「神 保第 号」を「第 号」に、

「神戸市 保健所長」を「神戸市保健所長」に改める。

様式第14号中「変更認定第 号」を「第 号」に、

「神戸市 保健所長」を「神戸市保健所長」に改める。

様式第15号中「神 保第 号」を「第 号」に、

「神戸市 保健所長」を「神戸市保健所長」に改める。

様式第16号中「神戸市 保健所長 様」を「神戸市保健所長 苑」に、

「第12条第2項」を「第30条第2項」に、

「（注意） この報告書は、本人又はその代理人が記入するものです。」を

「注意 この報告書は、本人又はその代理人が記入するものです。」に

改める。

様式第17号中「神戸市 保健所長 様」を「神戸市保健所長 宛」に、

「

許 可 番 号	神 保 許 可 第 号
---------	-------------

を

」

「

許 可 番 号	第 号
---------	-----

に、

」

「（注意） この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。

を

添付書類

確認規程認定証（確認規程の変更認定があったときは、確認規程変更認定証を含む。）」

「添付書類 確認規程認定証（確認規程の変更認定があったときは、確認規程変更認定証

を含む。）

に

注意 この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。」

改める。

様式第18号中「神 保第 号」を「第 号」に、

「神戸市 保健所長」を「神戸市保健所長」に改める。

様式第19号中「神衛公第 号」を「第 号」に改める。

様式第20号中「神戸市 保健所長 様」を「神戸市保健所長 宛」に、

「（注意） この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。

添付書類

を

食品衛生法施行令第5条第9号に規定する食肉販売業の許可を受けていることを証する

書類の写し

」

「添付書類 食品衛生法施行令第35条第3号に規定する食肉販売業の許可を受けていることを証する書類の写し

に

注意 この報告書は、本人又はその代理人が記入するものです。

」

改める。

(市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

第2条 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則(平成31年3月規則第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p><u>(魚介類行商条例に規定する事務の委任)</u></p> <p><u>第21条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる魚介類行商条例(昭和39年兵庫県条例第61号。以下この条において「条例」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。</u></p> <p><u>(1) 登録申請の受理及び登録並びに登録証の交付、書換え及び再交付</u></p>

第21条、第22条 [略]

(食品衛生法に規定する事務の委任)

第23条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この条において「法」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) 法第8条第1項の規定による届出に関すること。

(2) [略]

(3) 法第28条第1項（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告の要求、臨検検査及び収去に関すること。

(4) [略]

(5) 法第55条第1項の規定による営業の許可に関すること。

に関すること（第5条、第7条、第10条）。

(2) 廃棄等の届出の受理、登録の抹消及び登録証の返納の受理に関すること（第13条、第17条、第18条）。

(3) 登録の取消し及び行商の停止命令に関すること（第14条第1項、第15条）。

第22条、第23条 [略]

(食品衛生法に規定する事務の委任)

第24条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この条において「法」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) [略]

(2) 法第28条第1項（法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告の要求、臨検検査及び収去に関すること。

(3) [略]

(4) 法第52条第1項の規定による営業の許可に関すること。

(6) 法第56条第2項（法第57条第2項において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継に係る届出に関すること。

(7) 法第57条第1項の規定による営業に係る届出に関すること。

(8) 法第58条第1項の規定による食品等の回収に係る届出に関すること。

(9) 法第59条（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による食品等の廃棄その他処置の命令に関すること。

(10) 法第60条第1項（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し並びに営業の禁止及び停止に関すること。

(11) 法第61条（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による整備改善の命令，許可の取消し並びに営業の禁止及び停止に関すること。

（食品表示法に規定する事務の委任）

第24条 地域保健法第9条の規定に基づき，次に掲げる食品表示法（平成25年法律第70号。以下この条におい

(5) 法第53条第2項の規定による地位の承継に係る届出に関すること。

(6) 法第54条（法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による食品等の廃棄その他処置の命令に関すること。

(7) 法第55条（法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し並びに営業の禁止及び停止に関すること。

(8) 法第56条第1項（法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による整備改善の命令，許可の取消し並びに営業の禁止及び停止に関すること。

（食品表示法に規定する事務の委任）

第25条 地域保健法第9条の規定に基づき，次に掲げる食品表示法（平成25年法律第70号。以下この条におい

て「法」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1)～(4) [略]

(5) 法第15条の規定に基づき市長が行うものとされている法第10条の2第1項の規定による届出に関すること。

(6), (7) [略]

第25条～第31条 [略]

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する事務の委任)

第32条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) [略]

(2) 法第7条第4項ただし書の規定による許可に関すること。

(3) [略]

(4) 法第12条第1項の規定による許可及び同条第4項の規定による許可の更新に関すること。

(5) 法第13条第1項（同条第9項に

て「法」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1)～(4) [略]

(5), (6) [略]

第26条～第32条 [略]

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する事務の委任)

第33条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) [略]

(2) 法第7条第3項ただし書の規定による許可に関すること。

(3) [略]

(4) 法第12条第1項の規定による許可及び同条第2項の規定による許可の更新に関すること。

(5) 法第13条第1項（同項第7項に

において準用する場合を含む。)の規定による許可、同条第4項 (同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による許可の更新及び同条第7項 (同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による調査に関する事。

(6) 法第14条第1項の規定による承認、同条第15項の規定による一部変更の承認及び同条第16項の規定による届出に関する事。

(7) [略]

(8) 法第19条の規定による届出に関する事。

(9) 法第26条第1項の規定による許可及び当該許可に係る法第24条第2項の規定による許可の更新に関する事。

(10) 法第28条第4項ただし書の規定による許可に関する事。

(11) [略]

(12) 法第39条第1項の規定による許可及び同条第6項の規定による許可の更新に関する事。

(13)～(16) [略]

(17) 法第69条第1項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問、同条第2項の規定による報告の徴

において準用する場合を含む。)の規定による許可、同条第3項 (同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による許可の更新及び同条第5項 (同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による調査に関する事。

(6) 法第14条第1項の規定による承認、同条第9項の規定による一部変更の承認及び同条第10項の規定による届出に関する事。

(7) [略]

(8) 法第19条第1項及び第2項の規定による届出に関する事。

(9) 法第26条第1項の規定による許可に関する事。

(10) 法第28条第3項ただし書の規定による許可に関する事。

(11) [略]

(12) 法第39条第1項の規定による許可及び同条第4項の規定による許可の更新に関する事。

(13)～(16) [略]

(17) 法第69条第2項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問及び同条第4項の規定による報告の

収，立入検査及び質問並びに同条第4項及び第6項の規定による報告の徴収，立入検査，質問及び収去に関すること。

(18) 法第70条第1項の規定による廃棄，回収その他措置の命令及び同条第3項の規定による廃棄，回収その他の処分に関すること。

(19) 法第71条の規定による検査命令に関すること。

(20) 法第72条第3項及び第4項の規定による構造設備の改善の命令及び施設の使用の禁止に関すること。

(21)，(22) [略]

(23) 法第72条の5第1項の規定による中止，その行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足る措置に係る命令及び同条第2項の規定による要請に関すること。

(24)～(27) [略]

2 地域保健法第9条の規定に基づき，次に掲げる医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令

徴収，立入検査，質問及び収去に関すること。

(18) 法第70条第1項の規定による廃棄，回収その他措置の命令及び同条第2項の規定による廃棄，回収その他の処分に関すること。

(19) 法第72条第4項の規定による構造設備の改善の命令及び施設の使用の禁止に関すること。

(20)，(21) [略]

(22) 法第72条の5第1項の規定による中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足る措置に係る命令に関すること。

(23)～(26) [略]

2 地域保健法第9条の規定に基づき，次に掲げる医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令

第11号。以下この項において「令」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

- (1) 令第2条の2の規定による許可証の交付に関する事。
- (2) 令第2条の3の規定による許可証の書換え交付に関する事。
- (3) 令第2条の4第1項の規定による許可証の再交付及び同条第3項の規定による許可証の返納に関する事。
- (4) 令第2条の5の規定による許可証の返納に関する事。
- (5) 令第2条の6の規定による許可に関する台帳の備付け及び必要事項の記載に関する事。
- (6) 令第2条の13の規定による届出に関する事。
- (7)～(22) [略]

3 [略]

第33条～第42条 [略]

(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に規定する事務の委任)

第43条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和

第11号。以下この項において「令」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

- (1) 令第1条の4の規定による許可証の交付に関する事。
- (2) 令第1条の5の規定による許可証の書換え交付に関する事。
- (3) 令第1条の6第1項の規定による許可証の再交付及び同条第3項の規定による許可証の返納に関する事。
- (4) 令第1条の7の規定による許可証の返納に関する事。
- (5) 令第1条の8の規定による許可に関する台帳の備付け及び必要事項の記載に関する事。
- (6) 令第2条の規定による届出に関する事。
- (7)～(22) [略]

3 [略]

第34条～第43条 [略]

(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に規定する事務の委任)

第44条 地域保健法第9条の規定に基づき、次に掲げる農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和

元年法律第57号。以下この条において「法」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) 法第15条第2項の規定による輸出証明書の発行に関すること(食品の衛生証明書に限る。)

(2) 法第17条第4項の規定による施設の確認に関すること(食品衛生に係る施設に限る。)

(3) 法第38条第2項の規定による調査及び質問に関すること(食品の衛生証明書の発行を受けた者又は食品衛生に係る施設の設置者等に係るものに限る。)

(4) 法第38条第5項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関すること(食品の衛生証明書に限る。)

第44条～第75条 [略]

元年法律第57号。以下この条において「法」という。)に規定する事務は、保健所長に委任する。

(1) 法第15条第2項の規定による輸出証明書の発行に関すること(食品の衛生証明書に限る。)

(2) 法第17条第4項の規定による施設の確認に関すること(食品衛生法に係る施設に限る。)

(3) 法第38条第2項の規定による調査及び質問に関すること。(食品の衛生証明書の発行を受けた者又は食品衛生法に係る施設の設置者等に係るものに限る。)

(4) 法第38条第5項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関すること(食品の衛生証明書に限る。)

第45条～第76条 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条中神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第33条の改正規定(同条を第32条とする部分を除く。)は、同年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の神戸市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則様式第2号から様式第7号まで、様式第9号、様式第10号及び様式第12号から様式第19号までの様式による用紙

は、当分の間、なお使用することができる。

- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の神戸市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則様式第1号、様式第8号、様式第11号及び様式第20号の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(施行前の準備)

- 4 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定により、同法第2条の規定による改正後の食品衛生法第57条第1項の規定による届出とみなされる届出に関する事務は、施行日前においても、この規則による改正後の神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第23条第7号の規定の例によるものとする。

(規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

- 5 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年3月規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
規則名	条項又は様式番号	規則名	条項又は様式番号
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市児童福祉法施行細則（昭和62年3月規則第80号）	様式第7号	神戸市児童福祉法施行細則（昭和62年3月規則第80号）	様式第7号
	様式第25号		様式第25号
	様式第26号		様式第26号
	様式第27号		様式第27号
神戸市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年9月規則第37号）		神戸市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年9月規則第37号）	様式第1号
			様式第8号
			様式第11号
[略]	[略]	[略]	[略]

神戸市食品衛生法施行細則をここに公布する。

令和3年5月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第8号

神戸市食品衛生法施行細則

神戸市食品衛生法施行細則（平成15年3月規則第54号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「施行規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（食品衛生管理者の設置又は変更の届書）

第2条 施行規則第49条第1項の規定による届書は、様式第1号によるものとする。

（営業許可の申請）

第3条 施行規則第67条の規定による申請書は、様式第2号によるものとする。

2 法第55条第1項の規定による営業の許可を受けた者から当該営業を譲り受けた者が、施行規則第67条ただし書の規定の適用を受ける場合には、当該営業を譲り受けたことを証する書類を前項の申請書に添付しなければならない。

3 第1項の規定による申請書を電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合において、前項の規定により申請書に添付して提出すべきこととされている書面については、電子情報処理組織を使用する方法により提出することができる。

4 保健所長は、法第55条第1項の規定による許可をしたときは、申請者に様式第3号による営業許可通知書を交付するものとする。

5 保健所長は、施行規則第67条の規定による申請があった場合において、法第55条第1項の許可を与えないときは、申請者に様式第4号による営業不許可通知書を交付するものとする。

（地位の承継の届出）

第4条 施行規則第68条第1項、第69条第1項及び第70条第1項の規定による届出書は、様式第5号によるものとする。

(営業の届出)

第5条 施行規則第70条の2の規定による届出書は、様式第6号によるものとする。

(変更の届出)

第6条 施行規則第71条の規定による届出は、様式第7号の届出書により行うものとする。

(廃業の届出)

第7条 施行規則第71条の2の規定による届出書は、様式第7号によるものとする。

2 許可業者又は届出業者が死亡し、又は解散したとき（法第56条第1項の規定による許可業者の地位の承継があったときを除く。）は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条に規定する者又は清算人（当該許可業者又は当該届出業者が破産手続開始の決定により解散した場合であって当該破産手続が終了していない場合は、その破産管財人）が届出を行うものとする。

(食品衛生責任者養成講習会)

第8条 施行規則別表第17第1号ロ(3)に規定する都道府県知事等が適正と認める講習会は、次の各号のいずれかに該当する講習会とする。

(1) 保健所長が指定する講習会（以下「食品衛生責任者養成講習会」という。）

(2) 都道府県知事等（神戸市長を除く。以下この号において同じ。）が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会のうち、食品衛生責任者養成講習会と同等以上の内容を有すると市長が認めるもの

(食品衛生責任者実務講習会)

第9条 施行規則別表第17第1号ハ(1)に規定する都道府県知事等が認める講習会は、保健所長が指定するものとする。

(ふぐ処理者)

第10条 施行規則別表第17第1号へに規定するふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事等が認める者は、次の各

号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 兵庫県知事が実施するふぐの種類鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有する者と認めるための試験に合格した者
- (2) 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技術等を有すると市長が認める者

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市食品衛生法施行細則第3条第1項に規定する営業許可申請書及び第4条第1項に規定する継続営業許可申請書により行われた申請書の提出は、この規則による改正後の神戸市食品衛生法施行細則（以下「新細則」という。）様式第2号に規定する申請書により行われたものとみなす。
- 3 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において提出又は届出をするに当たり必要となる書面の様式については、なお従前の例による。
(施行前の準備)
- 4 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定により届出をしようとする者が提出する届出書は、施行日前においても、新細則第5条の規定の例によるものとする。

様式第1号（第2条関係）

食品衛生管理者（設置・変更）届書

年 月 日

神戸市保健所長 宛

食品衛生管理者を（設置・変更）したので、食品衛生法第48条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出者の氏名及び住所（法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名）	ふりがな	
	氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）	
	〒□□□ - □□□□	
食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別	施行令第13条に規定する食品又は添加物：①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ②加糖粉乳 ③調製粉乳 ④食肉製品 ⑤魚肉ハム ⑥魚肉ソーセージ ⑦放射線照射食品 ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ⑨マーガリン ⑩ショートニング ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの）	
施設の名称及び所在地	ふりがな	
	名称	
	所在地	〒□□□ - □□□□
食品衛生管理者の氏名、住所及び生年月日	ふりがな	
	氏名	
	住所	〒□□□ - □□□□
食品衛生管理者の職名、職種及び職務内容	生年月日	年 月 日
	職名	
	職種	
食品衛生管理者の職務内容	職務内容	
	食品衛生管理者の設置又は変更の年月日	年 月 日

備考

- この届書は、本人又は代理人が記入するものです。
- 食品衛生管理者を変更した旨を届け出る場合は、食品衛生管理者の氏名、住所及び生年月日の項並びに食品衛生管理者の職名、職種及び職務内容の項は、変更後の食品衛生管理者について記入してください。

添付書類

- 食品衛生管理者の履歴書
- 法第48条第6項各号のいずれかに該当することを証する書面
- 営業者に対する関係を証する書面

様式第2号（第3条関係）

（第1面）

営業許可申請書

年 月 日

神戸市保健所長 宛

食品衛生法第55条第1項の規定による許可を受けたいので、食品衛生法施行規則第67条の規定により、次のとおり申請します。

申請者の氏名，生年月日及び住所（法人にあつては，その名称，所在地及び代表者の氏名）	ふりがな
	氏名（法人にあつては，その名称及び代表者の氏名）
	生年月日
	〒□□□ - □□□□
施設の所在地（自動車において調理をする営業にあつては，当該自動車の自動車登録番号）	〒□□□ - □□□□ (自動車登録番号：)
施設の名称，屋号又は商号	ふりがな
営業の種類	

(第2面)

営業の形態及び主として取り扱う食品又は添加物に関する情報	
食品衛生管理者又は食品衛生責任者の氏名、資格の種類及び受講した講習会	ふりがな
	氏名
	資格の種類
	受講した講習会
施設の構造及び設備を示す図面	※施設の構造及び設備を示す図面を添付してください。
食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組又は取り扱う食品の特性に応じた取組の種別	(どちらかに○を付ける。) HACCPに基づく衛生管理・ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理
食品衛生法第55条第2項各号のいずれかに該当することの有無	(どちらかに○を付け、有の場合は、下欄の該当の号に○を付ける。) 有 ・ 無
	法第55条第2項 (1) 食品衛生法又は食品衛生法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 (2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者 (3) 法人であって、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの
当該営業を譲り受けたことを証する旨	当該営業を譲り受けたことを証する書類の添付(どちらかに○を付ける。) 有 ・ 無

(第3面)

備考 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。

添付書類

- 1 施設の構造及び設備を示す図面
- 2 水質検査の結果を証する書類の写し（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業，同条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道により供給される水以外の飲用に適する水を使用する場合に限る。なお，この場合にあつては，同法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者が行う水質検査に限る。）
- 3 当該営業を譲り受けたことを証する書類（当該営業を譲り受けた者が，施行規則第67条第5号に掲げる事項に変更がない場合において，施行規則第67条第5号の記載を省略する場合に限る。）

様式第3号（第3条関係）

営業許可通知書

様

神戸市保健所長



年 月 日付けで申請があった営業について、次のとおり食品衛生法第55条第1項の許可をしたので、神戸市食品衛生法施行細則第3条第4項の規定により通知します。

記

- 1 営業の種類
- 2 許可年月日
- 3 許可番号
- 4 施設の所在地
- 5 施設の名称，屋号又は商号
- 6 食品衛生法第55条第3項の規定により許可に付ける条件

備考 許可に条件（有効期間を除く。）を付ける場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第4号（第3条関係）

営業不許可通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

神戸市保健所長



年 月 日付けで申請があった営業について、食品衛生法第55条第1項の許可を与えないこととしたので、神戸市食品衛生法施行細則第3条第5項の規定により通知します。

記

- 1 営業の種類
- 2 施設の所在地
- 3 施設の名称、屋号又は商号
- 4 許可を与えない理由

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第5号（第4条関係）

（第1面）

地位承継届出書

年 月 日

神戸市保健所長 宛

（相続・合併・分割）があったため、食品衛生法（第56条第1項・第57条第2項）の規定により営業者の地位を承継したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定により次のとおり届け出ます。

届出者の氏名，生年月日，住所及び被相続人との続柄（合併・分割の場合は，地位を承継する法人の名称，所在地及び代表者の氏名）	ふりがな
	氏名（合併又は分割の場合は，法人の名称及び代表者の氏名）
	生年月日 〒□□□ - □□□□
	被相続人との続柄
被相続人の氏名及び住所（合併の場合は，合併により消滅した法人の名称，所在地及び代表者の氏名，分割の場合は，分割前の法人の名称，所在地及び代表者の氏名）	ふりがな
	氏名（合併又は分割の場合は，法人の名称及び代表者の氏名）
	〒□□□ - □□□□
相続開始，合併又は分割の年月日	年 月 日

備考 この届出書は，本人又はその代理人が記入するものです。

添付書類

- （相続）戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- （相続）相続人が2人以上ある場合において，その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては，その全員の同意書
- （合併）合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
- （分割）分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

(第2面)

施設の名称及び所在地	名称
	〒□□□ - □□□□
施設の許可番号及び当該許可を受けた年月日	

様式第6号（第5条関係）

（第1面）

営業届出書

年 月 日

神戸市保健所長 宛

営業を開始するので、食品衛生法第57条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出者の氏名，生年月日及び住所（法人にあってはその名称，所在地及び代表者の氏名）	ふりがな
	氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）
	生年月日
	〒□□□ - □□□□
施設の所在地（自動車において営業をする営業にあっては，当該自動車の自動車登録番号）	〒□□□ - □□□□ (自動車登録番号：)
施設の名称，屋号又は商号	ふりがな

(第2面)

営業の形態及び主として取り扱う食品，添加物，器具又は容器包装に関する情報	
食品衛生責任者の氏名（食品衛生法施行令第1条に規定する材質が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。）	ふりがな 氏名

備考 この届出書は，本人又はその代理人が記入するものです。

様式第7号（第6条，第7条関係）

届出書

年 月 日

神戸市保健所長 宛

(変更)

- 食品衛生法施行規則（第67条第 号・第68条第1項第1号・第69条第1項第1号・第70条第1項第1号・第70条の2第 号）に掲げる事項に変更があったので，同令第71条の規定により，次のとおり届け出ます。

(廃業)

- 営業施設を廃業したので，食品衛生法施行規則第71条の2の規定により，次のとおり届け出ます。

共通	届出者の氏名及び住所 (法人にあっては，名称，所在地及び代表者の氏名)	ふりがな 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名） 〒□□□ - □□□□
	施設の住所（自動車において営業をする場合にあっては，当該自動車の自動車登録番号）	〒□□□ - □□□□ (自動車登録番号：)
	施設の名称，屋号又は商号	ふりがな
	施設の許可の番号及び当該許可を受けた年月日 (許可営業者に限る。)	許可番号 許可を受けた年月日 年 月 日
	変更 変更があった事項及びその内容	
廃業 廃業年月日	年 月 日	

備考 この届出書は，本人又はその代理人が記入するものです。

神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

神戸市規則第9号

神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会設置規則の一部を改正する規則

神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会設置規則（令和2年5月規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は<u>任命</u>する。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 市職員</u></p> <p><u>(3) 前2号</u>に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 前号</u>に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者</p>

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和4年4月30日までとする。

2 臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年4月30日までとする。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

神戸市告示第164号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体**(1) 名称**

原野自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区山田町原野字クノ木2番地

(3) 代表者の氏名

道幸 辰夫

(4) 代表者の住所

神戸市北区山田町原野字湯廻尾10番地の1

2 変更があった事項及びその内容**(1) 代表者の氏名**

「修理 隆夫」を「道幸 辰夫」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区山田町原野字クノ木11番地」を「神戸市北区山田町原野字湯廻尾10番地の1」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月1日

神戸市告示第165号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体**(1) 名称**

上村自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区岩岡町岩岡2682番地の3

(3) 代表者の氏名

植田 修二

(4) 代表者の住所

神戸市西区岩岡町岩岡2688番地の1

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「池田 眞二」を「植田 修二」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区岩岡町岩岡2194番地の21」を「神戸市西区岩岡町岩岡2688番地の1」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月1日

神戸市告示第166号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項及び神戸市「財政事情」の公表に関する条例（昭和39年3月条例第73号）の定めるところにより、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの期間における財政事情を「財政のあらまし」により公表する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

神戸市告示第167号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

千寿が丘自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区鈴蘭台南町2丁目3番14号

(3) 代表者の氏名

西田 昇二

(4) 代表者の住所

神戸市北区鈴蘭台南町2丁目3番14号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

「神戸市北区鈴蘭台南町2丁目6番12号」を「神戸市北区鈴蘭台南町2丁目3番14号」に改める。

(2) 代表者の氏名

「柚木 一彦」を「西田 昇二」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市北区鈴蘭台南町2丁目6番12号」を「神戸市北区鈴蘭台南町2丁目3番14号」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月24日

神戸市告示第168号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

サンランド自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区北山台3丁目3番10号

(3) 代表者の氏名

竹本 守男

(4) 代表者の住所

神戸市西区北山台3丁目24番8号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「春名 忠司」を「竹本 守男」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区北山台3丁目11番21号」を「神戸市西区北山台3丁目24番8号」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月4日

神戸市告示第169号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体**(1) 名称**

桃山台自治会

(2) 主たる事務所

神戸市垂水区桃山台4丁目1番地の12

(3) 代表者の氏名

相川 美由紀

(4) 代表者の住所

神戸市垂水区桃山台5丁目14番地の10

2 変更があった事項及びその内容**(1) 代表者の氏名**

「小國 千鶴」を「相川 美由紀」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市垂水区桃山台4丁目6番地の7」を「神戸市垂水区桃山台5丁目14番地の10」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月1日

神戸市告示第170号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体**(1) 名称**

神戸北町大原3丁目自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区大原3丁目20番1号

(3) 代表者の氏名

鈴木 邦雄

(4) 代表者の住所

神戸市北区大原3丁目9番11号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「高村 幸一」を「鈴木 邦雄」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区大原3丁目6番15号」を「神戸市北区大原3丁目9番11号」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月10日

神戸市告示第171号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

桜森町自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区桜森町18番地の12

(3) 代表者の氏名

吉長 友香

(4) 代表者の住所

神戸市北区桜森町17番地の6

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「大野 由紀子」を「吉長 友香」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区桜森町3番地の4」を「神戸市北区桜森町17番地の6」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月3日

神戸市告示第172号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
桂木連合自治会
- (2) 主たる事務所
神戸市北区桂木1丁目7番地
- (3) 代表者の氏名
田中 幸一
- (4) 代表者の住所
神戸市北区桂木3丁目21番地の1

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「水野 博史」を「田中 幸一」に改める。
- (2) 代表者の住所
「神戸市北区桂木2丁目13番地の9」を「神戸市北区桂木3丁目21番地の1」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月11日

神戸市告示第173号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
緑が丘自治会
- (2) 主たる事務所
神戸市須磨区緑が丘2丁目4番34号
- (3) 代表者の氏名
伊藤 秀樹
- (4) 代表者の住所
神戸市須磨区緑が丘2丁目10番14号

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「中川 年卓」を「伊藤 秀樹」に改める。
- (2) 代表者の住所

「神戸市須磨区緑が丘2丁目30番4号」を「神戸市須磨区緑が丘2丁目10番14号」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月18日

神戸市告示第174号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

桜塚自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区白水1丁目33番12号

(3) 代表者の氏名

柴田 善一

(4) 代表者の住所

神戸市西区白水1丁目33番12号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

「神戸市西区白水1丁目33番11号」を「神戸市西区白水1丁目33番12号」に改める。

(2) 代表者の氏名

「石倉 幸司」を「柴田 善一」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市西区白水1丁目33番11号」を「神戸市西区白水1丁目33番12号」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月1日

神戸市告示第175号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

富士見が丘自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区富士見が丘1丁目13番地の3

(3) 代表者の氏名

小原 孝浩

(4) 代表者の住所

神戸市西区富士見が丘2丁目18番地の16

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「百地 照雄」を「小原 孝浩」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区富士見が丘3丁目2番地の15」を「神戸市西区富士見が丘2丁目18番地の16」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月25日

神戸市告示第176号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

藤原台中町自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区藤原台中町3丁目6番7号

(3) 代表者の氏名

吉田 英司

(4) 代表者の住所

神戸市北区藤原台中町7丁目21番2号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「堀内 祐樹」を「吉田 英司」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区藤原台中町7丁目40番8号」を「神戸市北区藤原台中町7丁目21番2号」

に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月18日

神戸市告示第194号

神戸市立名谷図書館について、神戸市立図書館条例施行規則（令和2年3月規則第91号）第3条第2項の規定により、変更していた開館時間を本日より下記のとおりとする。

令和3年6月2日

神戸市長 久元喜造

午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで。

神戸市告示第201号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月15日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台	令和3年5月6日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 1台	令和3年5月11日	
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台		
	西舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和3年5月18日	
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和3年5月21日	
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 2台	令和3年5月24日	
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 1台	令和3年5月27日	
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 1台		
	垂水区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 1台	令和3年5月27日	

神戸市告示第202号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、胃がん検診料の料金徴収を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年6月15日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

- (1) 神戸市灘区岩屋北町1丁目8番1号
公益財団法人 兵庫県予防医学協会
会長 石原 享介
- (2) 神戸市中央区橘通4丁目1番20号

一般社団法人 神戸市医師会

会長 置塩 隆

2 委託年月日

令和3年4月1日

神戸市告示第203号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、子宮頸がん検診料の料金徴収を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年6月15日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

(1) 神戸市灘区岩屋北町1丁目8番1号

公益財団法人 兵庫県予防医学協会

会長 石原 享介

(2) 神戸市中央区橘通4丁目1番20号

一般社団法人 神戸市医師会

会長 置塩 隆

2 委託年月日

令和3年4月1日

神戸市告示第204号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、肺がん検診料の料金徴収を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年6月15日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

神戸市中央区橘通4丁目1番20号

一般社団法人 神戸市医師会

会長 置塩 隆

2 委託年月日

令和3年4月1日

神戸市告示第205号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、乳がん検診料の料

金徴収を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年6月15日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

- (1) 神戸市灘区岩屋北町1丁目8番1号
公益財団法人 兵庫県予防医学協会
会長 石原 享介
- (2) 神戸市中央区橘通4丁目1番20号
一般社団法人 神戸市医師会
会長 置塩 隆

2 委託年月日

令和3年4月1日

神戸市告示第206号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、大腸がん検診料の料金徴収を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年6月15日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

- (1) 神戸市灘区岩屋北町1丁目8番1号
公益財団法人 兵庫県予防医学協会
会長 石原 享介
- (2) 神戸市中央区海岸通1番地
兵庫県厚生農業協同組合連合会
代表理事会長 福本 博之

2 委託年月日

令和3年4月1日

神戸市告示第207号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、地方税の収納事務を次の者に委託するので、第158条第2項の規定により告示する。

令和3年6月15日

神戸市長 久元喜造

委託先住所：大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA

氏名：株式会社エフレジ 代表取締役 杉本 和彦

委託を開始する日：令和3年7月1日

公 告

神戸市公告第212号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年5月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	西	櫛谷町谷口	地蔵ノ下	605番1 605番2	1,116㎡のうち 63.4㎡ 500㎡のうち 74.3㎡	農業用施設用地に用途区分を変更する

別図は省略する

神戸市公告第213号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月28日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	西落合小学校こどもひろば整備電気設備工事
工事場所	神戸市須磨区西落合7-1-3
完成期限	令和4年1月28日
工事概要	西落合小学校こどもひろば整備工事に伴う電気設備工事一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
----	------

建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可
等級	電気一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年5月28日（金）～6月4日（金）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
------	--

提出場所	契約監理課
------	-------

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月7日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月8日(火) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月9日(水) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第214号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月28日

神戸市長 久元 喜造

1 入札に付する事項

工事名	西落合小学校こどもひろば整備機械設備工事
工事場所	神戸市須磨区西落合7-1-3
完成期限	令和4年1月28日
工事概要	西落合小学校こどもひろば整備工事に伴う機械設備工事一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	管工事業に係る建設業の許可
等級	管一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合</p>

には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年5月28日（金）～6月4日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月7日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月8日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月9日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第215号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月28日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	魚崎南町6丁目地区合流管改築工事
工事場所	神戸市東灘区魚崎南町6丁目
完成期限	令和3年9月30日
工事概要	管渠工（開削）K1φ500，L=59.46m，付帯工 1式，仮設工 1式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可
等級	土木C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。

(4) 契約監理課発注工事を，低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
- ・なお，工事实績がない場合については，70点未満とみなす。

※なお，(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは，契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。），及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお，(2)(3)(4)中の「開札予定日」は，事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」，事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については，入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	令和3年5月28日（金）～6月4日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く，電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月7日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月8日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより，当該入札案件を検索の後，当該入札案件について「入札書」を送信した後，「入札書」，「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し，印刷，保存すること。なお，「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月9日（水）午前10時30分
方 法	開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行

するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。

ア 落札候補者がある場合

「保留通知書」

イ 入札を打ち切る場合

「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第216号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月28日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	小野柄歩道橋エスカレーター設置工事
工事場所	神戸市中央区小野柄通6丁目
完成期限	令和4年1月31日
工事概要	土木工事、昇降機工事
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
----	------

建設業の許可	鋼構造物工事業に係る建設業の許可及び土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「橋梁」を登録業種としていること（希望順位は問わない）。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年5月28日（金）～6月11日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9
------	---

	時～午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月14日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月15日(火) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月16日(水) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)により見ることができます。

神戸市公告第217号

簡易型(実績確認型)総合評価落札方式制限付一般競争入札により契約を締結するので、次

のとおり公告します。

令和3年5月28日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	加納町3丁目交差点改良工事
工事場所	神戸市中央区加納町3丁目～布引町2丁目
完成期限	<p>本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。なお、落札者は契約締結までに様式第8号の2により、工期の始期日及び終期日を通知すること。</p> <p>余裕期間内は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：令和4年2月28日 （余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで）</p>
工事概要	<p>工事延長L = 0.3km</p> <p>道路土工1式 車道舗装工137㎡ 歩道舗装工404㎡ 街渠工340m 道路付属物工1式 歩道照明施設工1式 横断歩道橋撤去工1径間</p>
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、簡易型（実績確認型）総合評価落札方式を適用し、開札後に入札参加資格の審査を行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	<p>土木工事業に係る建設業の許可</p> <p>下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。</p>
等級	<p>土木A又はB</p> <p>ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。</p>
令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数	<p>土木一般の総合点数が1080点以上</p> <p>ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。</p>
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。

- (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。
- (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
- (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 総合評価に関する事項

評価基準	評価基準として、企業の施工能力等に係る評価項目及びその配点を設定する。詳細は入札説明書による。
評価の方法	<p>評価は、標準点（100点）に入札参加者の企業の施工能力等に係る加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格（消費税相当額を除く。以下同じ。）で除す次式で得られた評価値により行う。</p> <p>評価値＝技術評価点／入札価格×10,000,000（小数点第4位切捨て）</p>

4 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和3年5月28日（金）～6月11日（金）
------	-----------------------

	※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

7 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月14日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月15日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。

8 技術資料提出の日時及び方法

技術資料の提出は原則として電子メールによるものとします。やむを得ない場合、持参または事業者の費用負担による郵送（簡易書留郵便）を認めます。

(1) 電子メールの場合

日 時	令和3年6月14日（月）午前9時～令和3年6月15日（火）午後3時
方 法	技術資料を添付し、次のアドレスへ送信すること。 nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp

(2) 持参の場合

日 時	第1日目 令和3年6月14日（月）午前9時～正午、午後1時～午後5時 第2日目 令和3年6月15日（火）午前9時～正午、午後1時～午後3時
場 所	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 契約監理課

(3) 郵送の場合

方 法	技術資料を封筒（様式は自由）に入れ、封筒の表に「技術資料在中」と朱書きし、簡易書留郵便で送付すること。
日 時	令和3年6月15日（火）の午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。
あて先	契約監理課

9 開札予定日時及び方法

(1) 入札価格の開札

日 時	令和3年6月16日（水）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 技術資料の審査等により保留する場合 「保留通知書」

イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」
ウ 再入札の場合	「再入札通知書」

(2) 評価値による開札

日 時	令和3年6月23日（水）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

10 落札候補者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ、最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者であり、技術評価点が標準点(100点)以上である入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により、落札候補者を決定する。

11 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。）第7条第2号の規定により免除します。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

13 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第218号

簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工事名	下山手住宅4号棟とりこわし及び敷地整備工事
工事場所	神戸市中央区下山手通9丁目
完成期限	令和5年11月30日
工事概要	昭和45年、49年建設 住棟：鉄骨鉄筋コンクリート造11階建（共同住宅127戸、店舗9戸、店舗兼住戸9戸、倉庫2戸、集会室）延床面積8,490.90㎡のとりこわし工事一式 倉庫棟：コンクリートブロック塀平屋建2棟 延床面積62.96㎡、15.25㎡のとりこわし工事一式 駐輪場：鉄骨造平屋建2棟 延床面積19.98㎡、25.20㎡のとりこわし工事一式 外構とりこわし工事一式 敷地整備工事一式 上記に伴う設備とりこわし工事一式
前払金	各会計年度ごとに、当該年度の出来高予定額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、簡易型（実績確認型）総合評価落札方式を適用し、開札後に入札参加資格の審査を行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	解体工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「解体」を希望業種として登録していること（希望順位は問わない）。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 総合評価に関する事項

評価基準	評価基準として、企業の施工能力等に係る評価項目及びその配点を設定する。詳細は入札説明書による。
評価の方法	<p>評価は、標準点（100点）に入札参加者の企業の施工能力等に係る加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格（消費税相当額を除く。以下同じ。）で除す次式で得られた評価値により行う。</p> <p>評価値＝技術評価点／入札価格×10,000,000（小数点第4位切捨て）</p>

4 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	<p>令和3年5月28日（金）～6月18日（金）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
提出場所	契約監理課

7 入札の日時及び方法

日 時	<p>第1日目 令和3年6月21日（月）午前9時～午後8時</p> <p>第2日目 令和3年6月22日（火）午前9時～午後3時</p>
方 法	<p>電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。</p>

8 技術資料提出の日時及び方法

技術資料の提出は原則として電子メールによるものとします。やむを得ない場合、持参または事業者の費用負担による郵送（簡易書留郵便）を認めます。

(1) 電子メールの場合

日 時	令和3年6月21日（月）午前9時～令和3年6月22日（火）午後3時
方 法	技術資料を添付し、次のアドレスへ送信すること。 nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp

(2) 持参の場合

日 時	第1日目 令和3年6月21日（月）午前9時～正午、午後1時～午後5時 第2日目 令和3年6月22日（火）午前9時～正午、午後1時～午後3時
場 所	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 契約監理課

(3) 郵送の場合

方 法	技術資料を封筒（様式は自由）に入れ、封筒の表に「技術資料在中」と朱書し、簡易書留郵便で送付すること。
日 時	令和3年6月22日（火）の午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。
あて先	契約監理課

9 開札予定日時及び方法

(1) 入札価格の開札

日 時	令和3年6月23日（水）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 技術資料の審査等により保留する場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

(2) 評価値による開札

日 時	令和3年6月30日（水）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

10 落札候補者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ、最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者であり、技術評価点が標準点(100点)以上である入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により、落札候補者を決定する。

11 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。）第7条第2号の規定により免除します。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

13 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第219号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和3年6月1日

神戸市長 久元喜造

1 建築協定の名称

神戸北町日の峰4丁目B地区建築協定

2 建築協定区域の位置

神戸市北区日の峰4丁目9番地の1 他

3 縦覧期間

令和3年6月1日から同年6月30日まで

4 連絡先

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課

電話(078)595-6555

神戸市公告第233号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月2日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	小野八幡公園施設改修工事
工事場所	神戸市中央区八幡通4丁目（小野八幡公園）
完成期限	令和3年9月30日
工事概要	敷地造成工，給水設備工，雨水排水設備工，電気設備工，園路広場整備工，遊戯施設整備工，サービス施設整備工，管理施設整備工
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は，開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は，特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	造園工事業の建設業の許可
等級	造園一般A又はB ただし，入札参加申込の受付期間の最終日において，有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお，工事实績がない場合については，65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を，低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお，工事实績がない場合については，70点未満とみなす。 <p>※なお，(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは，契約監理課において入</p>

札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月2日（水）～6月8日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月9日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月10日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月11日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見るすることができます。

神戸市公告第234号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月2日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	東灘区文化センター自動火災報知設備更新工事
工事場所	神戸市東灘区住吉東町5丁目1-16
完成期限	令和4年2月21日
工事概要	東灘区文化センターの自動火災報知設備等の更新工事一式
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	消防施設工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「消防施設」を希望業種として登録していること（希望順位は問わない）。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）で

- ある場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
- (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月2日(水)～6月11日(金) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月14日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月15日(火) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札

説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月16日（水）午前10時30分	
方 法	開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行するので，その内容を確認し，印刷，保存すること。	
	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」
	ウ 再入札の場合	「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり，又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は，兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第235号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので，次のとおり公告します。

令和3年6月2日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	布引公園便所外構給排水設備設置工事その2
工事場所	神戸市中央区葺合町字布引山，布引山公園の一部
完成期限	令和3年9月30日
工事概要	布引公園に別途建設予定の公衆便所B棟に係る外構の給排水設備を新設する機械設備及び電気設備工事一式

前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	管工事業に係る建設業の許可
等級	管一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月2日（水）～6月8日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月9日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月10日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月11日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第236号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月2日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	灘中央筋線街路築造工事
工事場所	神戸市灘区水道筋2丁目・3丁目
完成期限	令和4年1月31日
工事概要	土工 1式, 付帯工 1式, As舗装工 166㎡, ILB舗装工 76㎡, 管渠工 36m
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可
等級	土木C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。
 ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	令和3年6月2日（水）～6月8日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月9日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月10日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月11日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第237号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。)第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月2日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る物品等の名称
神戸市課税システム機器更新サーバ機器等借上げ
- 2 数量
一式
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 落札者を決定した日
令和3年3月19日
- 5 落札者の氏名及び住所
三菱HCキャピタル株式会社 法人事業本部 関西法人支店
支店長 和田 聡
大阪市淀川区宮原三丁目3番31号
- 6 落札金額
1月当たり8,845,500円
- 7 契約の相手方を決定した手続
規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。

- 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日
令和3年2月3日
-

神戸市公告第238号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月2日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る物品等の名称
神戸市介護保険システム機器更新サーバ機器等借上げ
 - 2 数量
一式
 - 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 - 4 落札者を決定した日
令和3年3月19日
 - 5 落札者の氏名及び住所
三菱HCキャピタル株式会社 法人事業本部 関西法人支店
支店長 和田 聡
大阪市淀川区宮原三丁目3番31号
 - 6 落札金額
1月当たり11,895,000円
 - 7 契約の相手方を決定した手続
規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
 - 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日
令和3年2月3日
-

神戸市公告第239号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月2日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る物品等の名称
神戸市新福祉医療システムハードウェア・ソフトウェア借上げ
- 2 数量
一式
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 落札者を決定した日
令和3年3月19日
- 5 落札者の氏名及び住所
三菱HCキャピタル株式会社 法人事業本部 関西法人支店
支店長 和田 聡
大阪市淀川区宮原三丁目3番31号
- 6 落札金額
1月当たり3,848,500円
- 7 契約の相手方を決定した手続
規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
- 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日
令和3年2月3日

神戸市公告第240号

神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号）第31条の9第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第4項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和3年6月2日

神戸市長 久元喜造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
エスリード株式会社
代表取締役 荒牧 杉夫
大阪市福島区福島6丁目25番19号
- 2 代理者および設計者の氏名、住所及び電話番号
(代理者)
株式会社イサラ・デザイン
川野 豊彦
大阪市西区西本町1丁目2番19号

06-6534-1180

(設計者)

同上

3 景観影響建築行為の概要

- (1) 所在及び地番 神戸市中央区楠町3丁目4番2, 4番3, 4番4, 4番5
- (2) 敷地面積 約764平方メートル
- (3) 建築面積 約427平方メートル
- (4) 延べ面積 約3,455平方メートル
- (5) 高さ 約33.4メートル
- (6) 構造 鉄筋コンクリート造
- (7) 階数 地上11階
- (8) 建物用途 共同住宅

4 縦覧の期間

令和3年6月2日から令和3年6月15日まで

神戸市公告第241号

神戸国際港都建設事業新長田駅南第3地区（大橋3地区）震災復興第二種市街地再開発事業の大橋3第4工区に係る施設建築物の建築工事が令和3年5月25日に完了しましたので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第118条の17の規定により公告します。

令和3年6月3日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

神戸市公告第251号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年6月15日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区神出町小束野字廣澤53番216
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県加古郡稲美町国岡251番地の5 ミルメルシィ202号
石塚 凌
- 3 許可番号
令和3年3月9日 第7100号

神戸市公告第252号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年6月15日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区学が丘3丁目3番2の内1工区
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県知事 井戸 敏三
- 3 協議成立番号
令和2年10月28日 第7071号

水 道 局**神戸市水道公告第14号**

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年5月28日

神戸市水道事業管理者 山本泰生

1 入札に付する事項

工 事 名	上ヶ原浄水場PAC棟新築工事
工事場所	兵庫県西宮市仁川百合野町1-40
完成期限	令和4年1月14日
工事概要	軽量鉄骨造 平屋建 延べ面積 52.86㎡ PAC棟新築工事 他
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可
等級	建築一般C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。

その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
-----	--

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
 神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年5月28日（金）～6月4日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月7日（月）午前9時～午後8時
-----	---------------------------

	第2日目 令和3年6月8日(火) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月9日(水) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程(昭和39年4月水道管理規程第9号)第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)により見ることができます。

神戸市水道公告第15号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月2日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

工 事 名	須磨(中落合)配水管取替工事
-------	----------------

工事場所	神戸市須磨区中落合3, 4丁目 北落合1, 2丁目
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	管布設延長：φ75-4.5m, φ150-459.6m, φ200-40.1m, φ300-708.0m 管撤去延長：φ150-2.0m, φ200-506.6m, φ300-707.6m
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	土木A, B, C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
施工実績	水道管開削工事（他都市含めCORINS登録のある工事）を平成23年度以降に完成させた施工実績があること。 また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。 ただし、等級が土木A又はBのものは施工実績の提出は不要とする。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入

札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月2日（水）～6月15日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月16日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月17日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月18日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。
-

管理職手当の支給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年5月28日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

神戸市水道管理規程第6号

管理職手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

管理職手当の支給に関する規程(昭和41年12月水道管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
職	支給額	支給区分	職	支給額	支給区分
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
部長, 担当部長(管理者が定めるものに限る)	[略]	[略]	部長, センター所長(東部センター所長及び北センター所長を除く), 担当部長(管理者が定めるものに限る)	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
課長, 担当課長, センター所長(管理者	[略]	[略]	課長, 担当課長, 東部センター所長, 北	[略]	[略]

が定める者を除く)
, 浄水管理センタ
ー所長(管理者が定
める者を除く), 水
質試験所長

備考 [略]

センター所長, 浄水
管理センター所長,
水質試験所長, セン
ター副所長

備考 [略]

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の管理職手当の支給に関する規程の規定は、令和3年4月1日から適用する。

交 通 局**神戸市交通公告第11号**

一般競争入札により遺失物法（以下「法」という。）第17条に規定されている特例施設占有者として保管している遺失物のうち、法第18条において読み替える第7条に基づいて公告していたが、遺失者が判明しなかったものを、法第20条に基づいて売却するので、法施行令第7条及び神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月1日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

1 入札に付する事項**(1) 件名**

満期遺留品売却その1

(2) 履行場所

神戸市中央区北長狭通1丁目 神戸市交通局 忘れ物取扱所倉庫
市営地下鉄三宮駅構内西出入口（西コンコース改札口東側約30m）

(3) 履行期限

令和3年6月30日

(4) 売却する遺失物

品目	数量	単位
長傘	820	本
折れ傘	210	本
雑品	50	袋
男性用腕時計	22	本
女性用腕時計	19	本
長物	14	式

※数量は、若干の多寡もありえます。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 古物営業法第5条第2項における許可証を交付されていること。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(5) 神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

(6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市交通局営業推進課（電話番号078-984-0124）

神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号（郵便番号652-0855）

御崎Uビル3階

4 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請方法及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

5 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付開始日

公告の日から

(2) 交付場所

神戸市ホームページに掲載（郵送による交付は行いません）。

※ダウンロードできない者には、神戸市交通局営業推進課で配布します。配布は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除いた平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

(3) 交付方法

無料交付

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 提出期限

公告の日の翌日から令和3年6月9日（水）の午後5時必着

※直接持参の場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除いた平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

(2) 提出場所

3と同じ

(3) 提出方法

持参または郵送

7 下見

入札対象の遺失物及び遺失物の搬出経路について、下見を行います。

(1) 開催日

令和3年6月17日（木） 午前9時～

(2) 場所（詳細については、入札説明書をご確認ください。）

神戸市交通局忘れ物取扱所倉庫

市営地下鉄三宮駅構内西出入口（西コンコース改札口東側約30m）

8 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 提出期限

令和3年6月18日（金）午後1時30分まで

(2) 提出場所

3と同じ

(3) 提出方法

持参のみとし、郵送は受け付けないものとします。

9 開札の日時等

(1) 開札日時及び場所

令和3年6月18日（金）午後1時45分から

場所 神戸市交通局大会議室（御崎Uビル1階）

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

10 入札保証金

規程第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書の提出が所定の日時を過ぎたとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札をしたとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

(12) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

13 手続きにおいて使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和3年6月9日（木）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

- (1) 神戸市物品等競争入札参加資格審査申請書交付場所
 神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）
 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
 神戸市役所本庁舎1号館2階

15 代金の納付方法

落札者決定後、落札決定通知書と共に納付書を渡しますので、当該納付書を用いて、令和3年6月25日（金）までに代金を納入してください。

なお、代金の納入後、納入確認のため、「納入通知書 兼 領収書」のコピーを郵送または持参にて提出してください。

16 その他

- (1) 携帯電話等電子的記憶領域を持つものについては、個人情報流出防止の観点から入札の対象外とする。
- (2) 履行に際しては、十分な人手と機材、車両等を用意し、出来るだけ短時間に一度で完了するようにすること。また、搬出時にホーム階を通過する際は、付添い人を一人以上付け、乗客の安全に留意すること。
- (3) 搬出後、当該遺留品が留置されていた床面の埃が次回分に付着せぬよう、箒、塵取等を人数分持参し、清掃すること。
- (4) 個人情報流出防止の観点から、可及的速やかに神戸市交通局の識札を取り除きシュレッダー処理をすること。また、下見時の当該遺留品の写真撮影・動画撮影は禁止とする。
- (5) その他履行に関しては、神戸市交通局契約規程その他関係法令を遵守すること。

神戸市交通公告第13号

制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月2日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

1 入札に付する事項

工 事 名	布引変電所・駅電気室他更新工事
工事場所	神戸市中央区加納町1丁目（布引変電所、新神戸駅電気室）
完成期限	令和6年12月27日
工事概要	本工事は神戸市高速鉄道 西神・山手線，北神線の布引変電所および新神戸駅電気室の機器更新工事，それらに関する電力線路設備の更新工事を行うものである。 ただし、電力管理システムおよび遠隔監視制御装置関連の改造・改修工事は別途工事にて行う。
前 払 金	各会計年度ごとに、当該年度の出来高予定額の4割以内（中間前払金は2割

以内)の額を支払う。ただし、初年度は、初年度及び翌年度の出来高予定額の4割以内の額を支払う。

2 入札に参加する者に必要な資格

特定建設工事共同企業体又は単独企業

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

●形態が特定建設工事共同企業体である場合

形態	特定建設工事共同企業体
構成員の数	2社又は3社
構成員の出資比率	構成員が2社のときは100分の30以上、3社のときは100分の20以上
共同企業体の各構成員(代表者を含む)に関する条件	
建設業の許可	電気工事業に係る特定建設業の許可
その他	開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。
共同企業体の代表者に関する条件	
施工実績	<p>普通鉄道(JR, 大手私鉄, 公営鉄道)において、次に掲げる2種類の工事を元請として製作かつ据付し、既設設備との切り替えの更新工事を平成18年度以降に完成させた施工実績があること。</p> <p>①(a)C-GIS(キュービクル形ガス絶縁スイッチギア)または(b)固体絶縁開閉式受電設備((a)(b)いずれも標準電圧22,000ボルト以上であること)の更新工事</p> <p>②直流変成設備(標準電圧直流1,500ボルト以上であること)の更新工事</p> <p>ただし、補修工事及び現在施工中の工事にかかるものを除く。 また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。 なお、①、②は同一工事でなくてよい。</p>
その他	出資比率が、構成員中最大であること。

●形態が単独企業である場合

形態	単独企業
建設業の許可	<p>電気工事業に係る建設業の許可</p> <p>ただし、下請金額の総額が4,000万円(建築の場合は6,000万円)以上になる場合は、特定建設業許可を要します。</p>
施工実績	<p>普通鉄道(JR, 大手私鉄, 公営鉄道)において、次に掲げる2種類の工事を元請として製作かつ据付し、既設設備との切り替えの更新工事を平成18年度以降に完成させた施工実績があること。</p> <p>①(a)C-GIS(キュービクル形ガス絶縁スイッチギア)または(b)固体絶縁開閉式受電設備((a)(b)いずれも標準電圧22,000ボルト以上であ</p>

	<p>ること)の更新工事 ②直流変成設備(標準電圧直流1,500ボルト以上であること)の更新工事 ただし、補修工事及び現在施工中の工事にかかるものを除く。 また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。 なお、①、②は同一工事でなくてよい。</p>
<p>その他</p>	<p>(1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (2) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 ※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。 ※なお、(2)(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

<p>受付期間</p>	<p>令和3年6月2日(水)～6月22日(火) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時</p>
-------------	--

	～午後8時) 紙書類の提出は、本市の休日」を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時 (郵送の場合は書留郵便のみ受付可。受付最終日の午後5時までに契約監理課 必着。)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年7月14日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年7月15日(木) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について 「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付 票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札 説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年7月16日(金) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行 するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市交通局契約規程(昭和51年8月交規程第15号)第7条第2号の規定により免除しま
す。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手 方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホーム
ページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市交通公告第14号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年6月2日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

1 入札に付する事項

工事名	伊川谷駅耐震他改修工事
工事場所	神戸市西区伊川谷町前開南町1丁目
完成期限	令和4年3月18日
工事概要	1 プラットホーム上屋耐震補強工事 2 耐震補強に伴う内外装改修工事 3 プラットホーム上屋屋根塗装改修工事 4 1・2階通路天井改修工事 5 上記改修に伴う電気設備改修・機械設備改修工事 6 上記建築改修に伴う土木躯体改修工事
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可 下請契約の合計金額が6,000万円以上となる場合には、特定建設業の許可を必要とします。
等級	建築一般A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数	建築一般の総合点数が1,030点以上 ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工

中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年6月2日（水）～6月15日（火） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年6月16日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年6月17日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年6月18日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」

イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」
ウ 再入札の場合	「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

保 健 所

保健所訓令甲第1号

保健所

保健所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年5月28日

保健所長 楠 信 也

保健所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

保健所長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月保健所長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第3条 課長及び担当課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>課長及び担当課長共通専決事項 [略]</p> <p>保健課長専決事項</p> <p>(1) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年4月1日。以下「規則」という。）<u>第35条第7号</u>に規定する</p>	<p>（課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第3条 課長及び担当課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>課長及び担当課長共通専決事項 [略]</p> <p>保健課長専決事項</p> <p>(1) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年4月1日。以下「規則」という。）<u>第36条第7号</u>に規定する</p>

不正利得の徴取，第9号に規定する診療報酬の支出，第10号に規定する療養費の支給，第11号に規定する障害補償費の支給，第13号に規定する遺族補償費の支給，第14号に規定する遺族補償一時金の支給，第15号に規定する児童補償手当の支給，第16号に規定する療養手当の支給，第17号に規定する葬祭料の支給並びに第21号に規定する事務手数料の支出に関すること。

(2) 規則第41条第1項第1号に規定する特定医療費の支給，第2号に規定する支給認定，第3号に規定する審査，第4号に規定する指定医療機関の選定，第5号に規定する医療受給者証，第7号に規定する支給認定の変更，第8号に規定する支給認定の取消し，第9号に規定する指定医療機関の指定の制限，第14号に規定する指定の取消し等並びに第15号に規定する公示に関すること。

(3) 規則第41条第2項第1号に規定する指定医の指定，第2号に規定する指定の辞退及び取消

不正利得の徴取，第9号に規定する診療報酬の支出，第10号に規定する療養費の支給，第11号に規定する障害補償費の支給，第13号に規定する遺族補償費の支給，第14号に規定する遺族補償一時金の支給，第15号に規定する児童補償手当の支給，第16号に規定する療養手当の支給，第17号に規定する葬祭料の支給並びに第21号に規定する事務手数料の支出に関すること。

(2) 規則第42条第1項第1号に規定する特定医療費の支給，第2号に規定する支給認定，第3号に規定する審査，第4号に規定する指定医療機関の選定，第5号に規定する医療受給者証，第7号に規定する支給認定の変更，第8号に規定する支給認定の取消し，第9号に規定する指定医療機関の指定の制限，第14号に規定する指定の取消し等並びに第15号に規定する公示に関すること。

(3) 規則第42条第2項第1号に規定する指定医の指定，第2号に規定する指定の辞退及び取消

し、第3号に規定する公表並びに第4号に規定する医療受給者証の再交付に関すること。

保健所担当課長（予防衛生担当）専決事項 [略]

医務薬務課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 規則第31条第2号に規定する歯科技工所の開設，変更，休廃止及び再開の届出の受付に関すること。

(6) 規則第32条第1項第3号に規定する薬局の休廃止等の届出の受付，第7号に規定する製造販売の届出の受付，第8号に規定する休廃止等の届出の受付，第11号に規定する店舗販売業の休廃止等の受付，第14号に規定する管理医療機器の届出の受付，第15号に規定する高度管理医療機器等に関する届出の受付，第17号に規定する報告の徴収，立入検査，質問及び収去に関すること。

(7) 規則第32条第2項第6号に規定する取扱処方箋数の届出の受付，第9号に規定する返納された許可証の受領，第10号に規定

し、第3号に規定する公表並びに第4号に規定する医療受給者証の再交付に関すること。

保健所担当課長（予防衛生担当）専決事項 [略]

医務薬務課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 規則第32条第2号に規定する歯科技工所の開設，変更，休廃止及び再開の届出の受付に関すること。

(6) 規則第33条第1項第3号に規定する薬局の休廃止等の届出の受付，第7号に規定する製造販売の届出の受付，第8号に規定する休廃止等の届出の受付，第11号に規定する店舗販売業の休廃止等の受付，第14号に規定する管理医療機器の届出の受付，第15号に規定する高度管理医療機器等に関する届出の受付，第17号に規定する報告の徴収，立入検査，質問及び収去に関すること。

(7) 規則第33条第2項第6号に規定する取扱処方箋数の届出の受付，第9号に規定する返納された許可証の受領，第10号に規定

する返納された許可証の受領，第11号に規定する台帳の備付け及び必要事項の記載，第14号に規定する返納された許可証の受領，第15号に規定する返納された許可証の受領，第16号に規定する台帳の備付け及び必要事項の記載，第17号に規定する台帳備付け及び必要事項の記載，第20号に規定する返納された許可証の受領，第21号に規定する返納された許可証の受領，第22号に規定する台帳の備付け及び必要事項の記載に関すること。

(8) 規則第32条第3項に規定する理由の通知に関すること。

(9) 規則第33条第3号に規定する変更の届出の受付，第9号に規定する検体検査用放射性同位元素の設置等の届出に関すること。

(10) 規則第34条第4号に規定する届出の受付，第5号に規定する届出の受付，第6号に規定する届出の受付，第8号に規定する報告の徴収，立入り，検査，質問及び収去，第13号に規定する公示，第14号に規定する届出

する返納された許可証の受領，第11号に規定する台帳の備付け及び必要事項の記載，第14号に規定する返納された許可証の受領，第15号に規定する返納された許可証の受領，第16号に規定する台帳の備付け及び必要事項の記載，第17号に規定する台帳備付け及び必要事項の記載，第20号に規定する返納された許可証の受領，第21号に規定する返納された許可証の受領，第22号に規定する台帳の備付け及び必要事項の記載に関すること。

(8) 規則第33条第3項に規定する理由の通知に関すること。

(9) 規則第34条第3号に規定する変更の届出の受付，第9号に規定する検体検査用放射性同位元素の設置等の届出に関すること。

(10) 規則第35条第4号に規定する届出の受付，第5号に規定する届出の受付，第6号に規定する届出の受付，第8号に規定する報告の徴収，立入り，検査，質問及び収去，第13号に規定する公示，第14号に規定する届出

の受付，第15号に規定する届出の受付，第16号に規定する届出の受付，第24号に規定する登録票返納の受付，第25号に規定する登録票返納の受付並びに第27号に規定する登録簿の整備及び記載に関すること。

(11) [略]

(12) 規則第24条第3号に規定する報告の徴収及び物件の提出要求，第4号に規定する立入検査，質問及び収去，第6号に規定する申出の受付並びに第7号に規定する調査に関すること（衛生監視事務所長専決事項及び食品衛生検査所長専決事項に属するものを除く。）。

食品衛生課長専決事項

(1) 規則第23条第3号に規定する報告の要求及び臨検検査（衛生監視事務所長，食品衛生検査所長及び食肉衛生検査所長専決事項に属するものを除く。）に関すること。

(2) 規則第43条第2号に規定する施設の確認並びに第3号に規定する調査及び質問（衛生監視事務所長及び食肉衛生検査所長専

の受付，第15号に規定する届出の受付，第16号に規定する届出の受付，第24号に規定する登録票返納の受付，第25号に規定する登録票返納の受付並びに第27号に規定する登録簿の整備及び記載に関すること。

(11) [略]

(12) 規則第25条第3号に規定する報告の徴収及び物件の提出要求，第4号に規定する立入検査，質問及び収去，第5号に規定する申出の受付，第6号に規定する調査に関すること（衛生監視事務所長専決事項及び食品衛生検査所長専決事項に属するものを除く。）。

食品衛生課長専決事項

規則第24条第2号に規定する報告の徴収及び臨検検査（衛生監視事務所長，食品衛生検査所長及び食肉衛生検査所長専決事項に属するものを除く。）に関すること。

決事項に属するものを除く。)

に関すること。

環境衛生課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) 規則第27条第1号に規定する報告の徴収及び第2号に規定する立入検査に関すること。

精神保健福祉センター所長専決事項

[略]

衛生監視事務所長共通専決事項

(1)～(9) [略]

(10) 規則第21条第1号に規定する給水開始届の受付並びに第4号に規定する報告の徴収及び立入検査に関すること。

(11) 規則第22条第1号に規定する届出，第2号に規定する検査，第3号に規定する届出の受付，第4号に規定する書類の受付並びに第7号に規定する報告の徴収及び立入検査に関すること。

(12) 規則第23条第1号に規定す

環境衛生課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) 規則第28条第1号に規定する報告の徴収及び第2号に規定する立入検査に関すること。

精神保健福祉センター所長専決事項

[略]

衛生監視事務所長共通専決事項

(1)～(9) [略]

(10) 規則第21条第1号に規定する登録申請の受付，登録及び登録証の交付並びに第2号に規定する届出等の受付に関すること。

(11) 規則第22条第1号に規定する給水開始届の受付並びに第4号に規定する報告の徴収及び立入検査に関すること。

(12) 規則第23条第1号に規定する届出，第2号に規定する検査，第3号に規定する届出の受付，第4号に規定する書類の受付並びに第7号に規定する報告の徴収及び立入検査に関すること。

(13) 規則第24条第2号に規定す

る届出の受付，第3号に規定する報告の要求，臨検検査及び収去（食品衛生課長，食品衛生検査所長及び食肉衛生検査所長専決事項に属するものを除く。），第4号に規定する食品衛生管理者の設置及び変更の届出の受付，第5号に規定する営業の許可，第6号に規定する地位の継承の届出の受付，第7号に規定する営業の届出の受付並びに第8号に規定する食品等の回収に係る届出の受付に関すること。

(13) 規則第25条第1号に規定する届出の受付並びに第2号に規定する報告の要求及び立入検査に関すること。

(14) 規則第26条第2号に規定する報告の請求，立入検査及び収去に関すること。

(15) 規則第28条第1号に規定する食鳥処理の事業の許可，第2号に規定する食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可，第3号に規定する変更の届出の受付，第4号に規定する地位の承継の届出の受付，第7号に規定する

る報告の徴収，臨検検査及び収去（食品衛生課長，食品衛生検査所長及び食肉衛生検査所長専決事項に属するものを除く。），第3号に規定する食品衛生管理者の設置及び変更の届出の受付，第4号に規定する営業の許可並びに第5号に規定する地位の継承の届出の受付に関すること。

(14) 規則第26条第1号に規定する届出の受付並びに第2号に規定する報告の要求及び立入検査に関すること。

(15) 規則第27条第2号に規定する報告の請求，立入検査及び収去に関すること。

(16) 規則第29条第1号に規定する食鳥処理の事業の許可，第2号に規定する食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可，第3号に規定する変更の届出の受付，第4号に規定する地位の承継の届出の受付，第7号に規定する

食鳥処理衛生管理者の届出の受付，第9号に規定する食鳥処理場の休廃止等の届出の受付，第10号に規定する確認規程の認定，第11号に規定する確認規程の変更の認定，第13号に規定する報告の徴収，第14号に規定する確認規程の廃止の届出の受付及び認定の失効日の決定，第15号に規定する指導及び助言，第16号に規定する届出の受付，第18号に規定する報告の徴収並びに第19号に規定する立入検査，質問及び収去に関すること。

(16) 食品衛生法第63条に規定する届出の受付及び報告に関すること。

(17) [略]

(18) [略]

(19) 規則第24条第3号に規定する報告の徴収及び物件の提出要求，第4号に規定する立入検査，質問及び収去，第5号に規

食鳥処理衛生管理者の届出の受付，第9号に規定する食鳥処理場の休廃止等の届出の受付，第10号に規定する確認規程の認定，第11号に規定する確認規程の変更の認定，第13号に規定する報告の徴収，第14号に規定する確認規程の廃止の届出の受付及び認定の失効日の決定，第15号に規定する指導及び助言，第16号に規定する届出の受付，第18号に規定する報告の徴収並びに第19号に規定する立入検査，質問及び収去に関すること。

(17) 食品衛生法第58条に規定する届出の受付及び報告に関すること。

(18) [略]

(19) 神戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例（平成18年4月条例第2号）第3条第16号に規定する報告に関すること。

(20) [略]

(21) 規則第25条第3号に規定する報告の徴収及び物件の提出要求，第4号に規定する立入検査，質問及び収去，第5号に規

定する届出の受付，第6号に規定する申出の受付並びに第7号に規定する調査に関すること（医務薬務課長専決事項及び食品衛生検査所長専決事項に属するものを除く。）。

(20) 規則第39条に規定する衛生害虫に関すること。

(21) 規則第40条に規定する衛生害虫に関すること。

(22) 規則第42条に規定する報告の徴収及び立入検査に関すること。

(23) 規則第43条第1号に規定する輸出証明書の発行，第2号に規定する施設の確認，第3号に規定する調査及び質問並びに第4号に規定する輸出証明書発行の取消しに関すること（食品衛生課長及び食肉衛生検査所長専決事項に属するものを除く。）。

健康科学研究所長専決事項

(1) 規則第44条に規定する健康科学研究所の所務の掌理，所属職員の指揮監督に関すること。

(2) 規則第44条に規定する健康科学研究所の職員の配置及び担当

定する申出の受付，第6号に規定する調査に関すること（医務薬務課長専決事項及び食品衛生検査所長専決事項に属するものを除く。）。

(22) 規則第40条に規定する衛生害虫に関すること。

(23) 規則第41条に規定する衛生害虫に関すること。

(24) 規則第43条に規定する報告の徴収及び立入検査に関すること。

(25) 規則第44条第1号に規定する輸出証明書の発行，第2号に規定する施設の確認，第3号に規定する調査及び質問並びに第4号に規定する輸出証明書発行の取消しに関すること。

健康科学研究所長専決事項

(1) 規則第45条に規定する健康科学研究所の所務の掌理，所属職員の指揮監督に関すること。

(2) 規則第45条に規定する健康科学研究所の職員の配置及び担当

事務に関すること（所長，副所長，部長，副部長，担当係長の設置を除く。）。

食品衛生検査所長専決事項

- (1) 規則第23条第3号に規定する報告の要求，臨検検査及び収去に関すること（食品衛生課長，衛生監視事務所長及び食肉衛生検査所長専決事項に属するものを除く。）。
- (2) 規則第24条第3号に規定する報告の徴収及び物件の提出要求並びに第4号に規定する立入検査，質問及び収去に関すること（医務薬務課長専決事項及び衛生監視事務所長専決事項に属するものを除く。）。

食肉衛生検査所長専決事項

- (1) [略]
- (2) 規則第23条第3号に規定する報告の要求，臨検検査及び収去に関すること（食品衛生課長，衛生監視事務所長及び食品衛生検査所長専決事項に属するものを除く。）。
- (3) 規則第43条第1号に規定する輸出証明書の発行，第2号に規定する施設の確認，第3号に規

事務に関すること（所長，副所長，部長，副部長，担当係長の設置を除く。）。

食品衛生検査所長専決事項

- (1) 規則第24条第2号に規定する報告の要求，臨検検査及び収去に関すること（衛生監視事務所長及び食肉衛生検査所長専決事項に属するものを除く。）。
- (2) 規則第25条第3号に規定する報告の徴収及び物件の提出要求，第4号に規定する立入検査，質問及び収去に関すること（医務薬務課長専決事項及び衛生監視事務所長専決事項に属するものを除く。）。

食肉衛生検査所長専決事項

- (1) [略]
- (2) 規則第24条第2号に規定する報告の要求，臨検検査及び収去に関すること（衛生監視事務所長及び食品衛生検査所長専決事項に属するものを除く。）。
- (3) 規則第44条第1号に規定する輸出証明書の発行，第2号に規定する施設の確認，第3号に規

定する調査及び質問並びに第4号に規定する輸出証明書発行の取消しに関すること（食品衛生課長及び衛生監視事務所長専決事項に属するものを除く。）。

保健センター長及び担当課長（北須磨支所担当）共通専決事項共通専決事項

- (1) 規則第29条に規定する届出の受付に関すること。
- (2) 規則第30条に規定する届出の受付に関すること。
- (3) 規則第31条第1号に規定する届出の受付に関すること。
- (4), (5) [略]

健康福祉課長及び保健福祉課長共通専決事項 [略]

こども家庭支援課長及びこども家庭支援担当課長共通専決事項 [略]

定する調査及び質問並びに第4号に規定する輸出証明書発行の取消しに関すること（衛生監視事務所長専決事項に属するものを除く。）。

保健センター長及び担当課長（北須磨支所担当）共通専決事項共通専決事項

- (1) 規則第30条に規定する届出の受付に関すること。
- (2) 規則第31条に規定する届出の受付に関すること。
- (3) 規則第32条第1号に規定する届出の受付に関すること。
- (4), (5) [略]

健康福祉課長及び保健福祉課長共通専決事項 [略]

こども家庭支援課長及びこども家庭支援担当課長共通専決事項 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(施行前の準備)
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定により、同法第2条の規定による改正後の食品衛生法第57条第1項の規定による届出とみなされる届出に関する事務は、施行日前においても、この訓令による改正後の保健所長の権限に属する事務の専決規程第3条衛生監視事務所長共通専決事項の項第12号の規定の例によるものとする。